

# 第 176 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 27 年 3 月 24 日（火）  
午後 1 時 30 分から 3 時 10 分まで  
場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

## ○次第

1 開 会

2 報 告

第 175 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2316 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2317 号 仙塩広域都市計画緑地の変更について

議案第 2318 号 仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び亙理都市計画下水道の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

## ○出席委員

伊藤 恵子	株式会社はなやか代表取締役
伊藤 直司	公益財団法人宮城県スポーツ振興財団理事長
牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内田 美穂	東北工業大学環境エネルギー学科准教授
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
高橋 克子	宮城県医師会常任理事
森 杉壽芳	日本大学総合科学研究所教授
豊田 育郎	農林水産省東北農政局長（代理）
縄田 正	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
村上 智行	宮城県議会議員
下山 孝雄	宮城県町村議会議長会会長

（以上 13 名，敬称略）

## ○審議結果

- ・議案第 2316 号（仙塩広域都市計画道路の変更について）

【議決】 原案を承認する。

- ・議案第 2317 号（仙塩広域都市計画緑地の変更について）

【議決】 原案を承認する。

- ・議案第 2318 号（仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道の変更について）

【議決】 原案を承認する。

## ○議事

平成 27 年 3 月 24 日（火）午後 1 時 30 分 開会

### 1 開 会

○事務局（楨総括） 定刻になりましたので、ただいまから第 176 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

#### （1）会議の成立

○事務局（楨総括） 議事に入ります前に、委員の方の委嘱替えがございましたので、御紹介申し上げます。農林水産省東北農政局長の豊田育郎様でございます。本日は代理といたしまして農村計画部農村振興課課長補佐の栃沢一成様に御出席をいただいております。

次に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め 13 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は条例第 5 条第 1 項の規定によりまして会長が行うことになっておりますので、森杉会長よろしくをお願いいたします。

#### （2）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。小野田泰明委員と村上智行委員のこのお二人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。次は第 175 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

### 2 前回議案の処理報告

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、前回議案の処理結果につきまして御説明いたします。お手元の議案書の 3 ページを御覧ください。前回、第 175 回の審議会におきまして、議案第 231 2 号外 3 件につきまして御審議をいただきました。処理結果の欄に記載の通り審議結果に基づき所定の手続をすべて完了しておりますことを御報告いたします。以上でございます。

○森杉議長 はい。ありがとうございました。以上の報告につきまして御質問等はございませんでしょうか。

[「なし」と発言する者あり]

○森杉議長 それでは、以上で第 175 回の審議会における議案の処理報告を終わります。

### 3 議案審議

#### 議案第 2316 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 続いて議案審議に入ります。本日の審議案件は、議案第 2316 号から第 2318 号までの 3 件です。皆様の活発な御意見を賜りたくよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 2316 号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を御説明お願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、議案第 2316 号仙塩広域都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。議案書の 5 ページをお開き願います。こちらは、仙塩広域都市計画道路の変更の計画書であります。今回の変更は都市計画道路 3・5・187 号名取駅閑上線、3・5・192 号仙台閑上線の 2 路線となります。ゴシック体太字で強調している箇所が変更点となります。この 2 路線は、名取市の閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画の見直しと自転車歩行者空間の見直しによる変更となりますので、議案の説明に入ります前に、閑上の土地区画整理事業につきまして、これまでの経緯を御説明したいと思います。

閑上の土地区画整理事業は、平成 24 年 3 月に行われました第 157 回宮城県都市計画審議会におきまして土地区画整理事業及び関連する、本日御審議いただきますが、2 路線の都市計画決定が行われました。面積は 121.8ha、事業主体は名取市でございまして都市計画決定権者は宮城県でした。その後、土地区画整理事業の事業計画の縦覧時に多数の意見書が提出されたことから、この意見書につきまして平成 25 年 10 月 10 日、17 日、そして 10 月 31 日の 3 回の県の都計審におきまして御審議をいただきまして、最終的には採決により当該意見書を「採択すべきでない」との結論をいただいております。しかし、その際に委員の皆様のお手元に配布しておりますとおり、県の都計審より名取市長に対して建議が、宮城県知事に対しては附帯意見が出されています。その後、閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業は平成 25 年 11 月に 121.8ha のうち約 56.8ha につきまして事業認可を取得し、現在工事が進められている状況でございます。今回は、閑上地区の土地区画整理事業の土地利用計画の変更に伴う都市計画変更と都市計画道路の変更を行うものでございます。

それでは、議案書 6 ページをお開き願います。こちらは仙塩広域都市計画区域のうち仙台市南部及び名取市周辺の都市計画図となっております。図面は上が北となっております。図面中央、上から下に白黒のラインと緑のラインで延びているのが、それぞれ JR 東北本線と国道 4 号及び国道 4 号のバイパスとなっております。図面右上から真ん中の下の方に青のラインで延びているのが仙台東部道路となっております。今回変更する名取駅閑上線、仙台閑上線は黒の旗揚げとピンク、赤の矢印で表示してございます。図面の右下の凡例にあるとおり、ピンクは既に決定している区域、赤は今回変更により追加する区域、黄色は今回変更により廃止する区域です。図面上に旗揚げしております名取駅閑上線、県道名で言いますと閑上港線と申しますが、名取駅と閑上

地区を結ぶ幹線道路となっておりまして、今回区域の変更により延長が 6,510 m から 6,520 m と 10 m 長くなっております。幅員は、22 m 区間、12 m 区間及び 21 m 区間がございますが、黒字の旗揚げにて示しておりますとおり、起点の名取駅側が 22 m、終点の閑上地区側が 21 m 区間、その間は 12 m 区間となっております、この 12 m 区間が最も長い延長となっております。都市計画道路では、複数の幅員がある場合は、最も延長の長い区間の幅員を代表幅員として表記することとなっておりますので、ここにピンクで旗揚げしているところの幅員や前ページの計画書の幅員欄は  $W = 12 \text{ m}$  と表記しております。図面下の方に旗揚げしております仙台閑上線、県道名で言いますと塩釜亘理線ですが、仙台平野の南北の幹線道路となっております、今回、区域の変更により延長が 1,510 m から 1,500 m と 10 m 短くなっております。幅員は、起点側の市街化調整区域内を 18 m から 15 m に変更いたします。なお、土地区画整理事業の区域内の幅員は 21 m から変更はございません。

参考資料の 1 ページをお開き願います。これは、今回の変更部分を示した計画図となっております。図面上が北となり、東西に名取駅閑上線、これと南北に交差するのが仙台閑上線でございます。各路線の着色は先ほどの総括図と同様に、ピンクは既に決定している区域、赤は今回変更により追加する区域、黄色は今回変更により廃止する区域となっております。また、オレンジ色の太線で囲んだ区域が閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定区域であり、そのうちオレンジ色で着色されている部分が事業認可の区域です。緑で着色している部分は農山漁村地域復興基盤総合整備事業によるほ場整備事業の区域となっております。

名取駅閑上線の変更につきましては、この路線の A-A' の横断面図を参考資料の 2 ページに示しております。図面左側が北側、右側が南側となり、上段に既に決定している断面、下段に今回変更する断面を記載しております。既決定では、図面左から宅地、雨水幹線、道路、排水路、農業用水路、ほ場整備事業区域という配置になっておりましたが、今回は、図面右側に雨水幹線、排水路といった排水機能を集約し、宅地に隣接するように道路を移動し宅地からの道路利用の利便性を向上させております。なお、既決定の右側にある農業用水路につきましては、参考資料 1 ページの水色の破線から水色の実線にほ場整備側の計画が変更となったことに伴いまして、断面からは除外されてございます。このような配置の変更によりまして道路の位置が図面左側、つまり北側に移動することとなり、図面左側に道路の区域が追加され右側に廃止する区域が生じることとなっております。道路の幅員  $W = 21 \text{ m}$  に変更はありません。

次に、仙台閑上線の変更についてですが、参考資料 1 ページの土地区画整理事業区域内の B-B' 断面と土地区画整理事業区域外で市街化調整区域となる C-C' 断面を参考資料の 3 ページに示してございます。土地区画整理事業区域内の B-B' 断面につきましては、その土地利用計画から自転車交通量が多く発生する見込みのため自転車と歩行者を分離した構造で幅員 21 m としており、これについては既決定から変更はございません。C-C' 断面については土地区画整理事業の区域外であること、ほ場整備事業が実施されていること、都市的土地利用の見込みがない市街化調整区域であることから、自転車・歩行者の利用を考え車道の両脇に位置づけていた 1.5 m ずつの自転車専用通行帯を歩道と合わせ自転車歩行者道に変更するものでございます。既決定の 18 m から、両側 1.5 m ずつ、計 3.0 m を差し引いて、15 m が変更後の当該区間の幅員となっております。これにより、コスト縮減も図られることとなります。

参考資料の4ページから6ページには交差点の計画図を載せてございます。参考資料の1ページの図面に記載のある交差点①から③の詳細図となっておりますので後ほど御確認いただければと思います。

参考資料7ページをお開き願います。これは閑上地区における現時点での土地利用計画の案でございます。閑上地区の土地区画整理事業につきましては青丸で囲った部分で、赤の破線だった土地区画整理事業の区域を今回の仙台閑上線の道路区域の変更に合わせてオレンジ色のラインに変更することとしております。これに伴いまして、土地区画整理事業の面積が121.8haから121.9haに変更になります。この変更手続きにつきましては、名取市が決定権者となっております。3月15日に開かれました名取市の都市計画審議会におきまして原案のとおり了承されております。なお、この土地区画整理事業の都市計画変更の縦覧の結果意見書の提出はございませんでした。今後、閑上地区の土地区画整理事業につきましては、今回区域を変更したことにより事業計画の変更が早ければ6月にも名取市において行われる予定となっております。

最後に、閑上地区の土地区画整理事業における建議・附帯意見に対する名取市の取組みにつきまして御説明させていただきたいと思っております。建議・附帯意見の内容は三点ございましたが、「住民の意向を把握してきたのか」、二つ目が「民意調達ができる体制を構築したのか」、三つ目として「被災者の希望に応じた移転先が確保されるよう責任をもって取り組んできたのか」ということでした。住民意向の把握につきましては、名取市では平成26年、昨年1月から4月までの間に、「換地による現地再建」「防災集団移転事業による移転先団地」「災害公営住宅」のそれぞれの生活再建手法についての意向調査を行いまして、合計755戸、計画人口2,076人と積み上げ、平成26年5月19日に市の特別委員会にて報告しているところであります。また、平成26年の12月からは閑上地区以外に再建を希望していた世帯や、災害公営住宅入居希望とした世帯に対し、2名1組となって個別訪問を行ってございます。意向確認を含め閑上の整備スケジュールを説明するなども行っておりますが、3月までに546世帯を訪問しておると聞いております。現時点では計画人口フレームとの乖離はあまり大きくないというふうに伺っております。次に民意調達ができる体制の構築についてでございますけれども、平成26年の5月11日に、住民が主体となった閑上地区のまちづくり協議会が設立されております。協議会では、第三者である学識経験者などをファシリテーターとして活用しながら意見を聞き、公園・道路部会や災害公営住宅部会におきまして議論を進めており、これまでに2回、平成26年9月と12月に「まちづくり提案書」というものを市に提出しております。名取市では提案書の内容を受け可能な限り計画に反映させていくというふうに伺ってございます。

次に移転先の確保についてでございますが、これまで市は被災者を対象に増田地区や愛島地区にある市有地の譲渡を行ってきております。今後も継続して市有地の公募を実施していくほか、県営住宅や市営住宅のほか民有空地等につきましても情報提供していくと伺っております。なお、県としましても5月からこれまで名取市とは月に1回程度ですが、閑上の事業につきまして進捗状況や取組状況につきましてのミーティングを実施してございまして、細部に渡り指導・助言を行ってきております。現時点におきましては、建議・附帯意見についての名取市の対応はまだ十分とは言えませんが、先ほど申し上げましたとおり近く行われます土地区画整理事業の事業計画の変更までにはきちんとした成果を挙げられるよう、引き続き指導・助言を行って参りたいと考え

ております。

以上で、閑上地区の土地区画整理事業における建議・附帯意見に対する名取市の取組についての説明を終わります。

議案第 2316 号に関する説明は以上でございます。なお、縦覧の結果意見書の提出はありませんでした。御審議の程をよろしくお願いいたします。

○森杉議長 ただいまから御議論いただきますが、事務局からの御説明のとおりであります。御意見をいただきたいと思っております。

ちょっと意見を言いにくいという雰囲気も見受けられますので、まずは技術的な問題だけ決着付けてしまいませんか。この道路の案件そのものは、あまり問題はないように思いますが、この点について。はいどうぞ。

○牛尾委員 参考資料の 3 ページで仙台閑上線の変更というのは、結局はこれまでの歩道をそれから自動車専用通行帯に分けて道幅を取っていたものが、自転車と歩行者を一緒の道にして道幅が狭くなるわけですね。これはどうしてこういうことになったのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。参考資料の 1 ページを御覧いただきますと、今回 18 m から 15 m に変更する区間は市街化調整区域になりまして区画整理事業の区域からは外れたエリアになりますが、歩行者数や自転車数等を調べてみますとそれほど数がないということで、今回につきましては自転車歩行者道として 3.5 m を確保できれば十分事足りるだろうということで今回この様に変更をさせていただきます。区画整理の中はですね、自転車交通が大きくなりますので、あと自動車交通量も相当量ございますので、ここにつきましては自転車道を外側に出させていたいただきまして、自動車の通行と自転車の通行を分けさせていただいてございます。

○牛尾委員 すいません。今私が言ったものに関しては、自転車と歩行者を混ぜても安全性はある程度確保できるという前提でこういうふうになった訳ですね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。今回の参考資料 1 ページの変更いたします交差点 3 が左の下の方でございますけれど、そこから南の方にまだ仙台閑上線というか塩釜互理線が延びてございますけれど、こちらの方は一次改良済みでして西側の方に歩道をもった片側歩道の道路となつてございます。ですので、そこと合わせまして今回整備する区画については、両側に歩道を設置させていただきますが、そちらの方も自転車通行帯を分離してございませぬので、それと考え方を合わせてきたということでございます。

○森杉議長 どうぞ。伊藤さんどうぞ。

○伊藤（直）委員 これからの先の見通しの話にもなるかと思うのですが、今資料の 1 ページを見えています。橙の土地区画整理事業の区域が決定された範囲とそれから事業認可が着色された部分



と二つに分かれておるのですけれども、都市計画道路の変更を今実施されている部分と同様の変更を今行うわけですが、将来といいますかこの先今白地になっている部分の見通し、その辺とそれから例えば今の段階で、ここは盛り土高が非常に高いというふうにも伺っておるわけですが、その辺の可能性等々についてですねもう少し御説明いただくと、この都市計画決定がこういう統一幅で終点まで行くということが非常に理解されやすいのではないかと、その辺の見通しについてお話しただけであればと思います。それが一点と、それから区画整理の事業認可を受けて今事業をスタートさせているお話の中の区域で宅地と道路の高さというのは、やはりこうフラットのような、高低差のないそういうふうな、いわゆる沿道利用形の市街地形成に向けた道路計画というふうな理解をして良いのかどうかの二点についてちょっとお話をいただければと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。一点目ですけれども、区画整理の区域につきましてオレンジの実線で囲まれた区域でその一部が今事業認可を受けて区画整理事業をやってございます。

○森杉議長 資料1ですね。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の1です。

○森杉議長 1ページですね。1ページのオレンジ色のところ。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。この中貞山運河のですね。交差点2の丸の左側に中貞山運河がございしますが、その名取川に近いエリアにつきましては防災センターを整備するというところで、資料館とか津波と洪水の学習館を名取市さんの方で整備するというところで、国の方で盤上げをして7m 20、名取川の堤防と同じ高さまで上げてそこに防災センターを造るということで今計画を進めてございます。また、交差点2の丸の上の方には、今水産加工団地と言うことで約4haくらいまでは決まっておりますけれども、その辺を整備していくということで28年の3月ぐらいに供用開始を図っていくということで計画してございます。また、もともとありました閑上のサイクルスポーツセンター、これも再建しようという方向で動いてございますが、この白地のすべてのエリアがまだ計画が決まってきていないということもございまして、名取市さんの計画と合わせながら区画整理の方も事業を進める方向で整理していきたいなと思っております。

もう一点、道路の高さですが、参考資料の2ページをちょっと御覧いただきますと名取駅閑上線の変更後の図面を下に入れてございます。こちらにつきましては、現況地盤の下の方に左側宅地というふうになっておりましてちょっと一段高いようなところに宅地がございしますが、道路は新たにできあがる道路に接続できるようにできますし、この宅地との境については軽い、緩やかな法面で接してございますので沿道利用も可能なというふうには思っております。また、仙台閑上線につきましては、基本的には、3ページですね。こちらにつきましては、軽い法面はございますが、ここについても接続する道路は仙台閑上線に接続できるようにしてございますが、宅地盤とは少し高低差があるような形で整備していきたいなと。

○伊藤（直）委員 では今のに関連してですね。名取市さんがそれぞれ今計画中のものがあると。防災センターなり水産加工団地なりというふうなものがあると。ここお住まいの住民の方々の今の同意状況等々についてその辺については現状の段階ではどの程度把握されているのでしょうか。御紹介願えればと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） 水産加工団地につきましては、同意をいただいて実際事業が進んでございます。あと防災センターにつきましてもほぼご理解をいただいたと伺っておりますが、その他のエリアについてはですね、まだどういうふうにしていくのかというのがまだ見えておりませんで、これから調整が進んでいくのかなと思います。水産加工団地の回りについては、今4haなんですけれどもその回りについても広げる形で水産加工団地を拡大していくというふうには考えておまして、今名取市さんの方では調整を進めているとふうに伺っております。

○伊藤（直）委員 例えばそうしますと、このところの残っている部分の将来の土地の利用の形態といいますか、用途、これについては中に混在するような形のものができるという、そういうふうな可能性があるわけですね。

○森杉議長 今お話しされたのはこの点ですか。

○伊藤（直）委員 今のですね、水産加工団地の周辺、あるいは防災センターはあれでしょうけれども、そういった将来住民の方々に色々御説明していくときに、色々な住宅系なり、あるいは流通系なり工業系なりという土地利用を色々説明しながら住民の方々とコンセンサスを得ようとしていると思うのですが、将来的には住民の方々のコンセンサスといいますか、同意、そういったものについてはどの様な良い方向で向いているのか、やっぱりこういうところに非常に困っているというふうなものがあるのか、その辺の状況というのはいかがなものでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 住宅系についてはですね、オレンジ色で塗ったエリアにしか造っていきません。ここはT.P.=+5mまで上げますので、津波浸水高1m以下ということで設定してございまして、オレンジ色に着色した部分に住宅系なり商業系なりという話になっておると思いますが、白地の部分については災害危険区域になって嵩上げを基本的にしないというエリアになってございまして産業系の土地利用をベースにして整理していくということで土地の買取も8割強までいってございまして、産業系の土地利用を図るべく今名取市さんの方で調整をしているということでございます。

○伊藤（直）委員 ちょっとくどいように申し訳ない。そうしますとね、ここのところの今都市計画道路をこの幅で決定しようとしておりますが、ここのところは産業系の土地利用の時は沿道利用できるのですか。それともできないんですか。ここを盛り土するのでしょうか。先ほど7m20というお話がありましたが、防災センターの整備の高さというふうに理解したのですが、そ

の一般的な部分のその産業系の部分の土地の高さというのはいかがになるのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 今も申し上げましたが、産業系は嵩上げしませんので、道路は下がってくるって言うんですかね、防災センターは名取川に隣接した部分の4 ha部分だけを7 m 20 に上げるんですが、その閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業と書いている文字のあたりまでの4 haの部分だけを防災センターとして嵩上げする形になるんですが、それ以外のところについては現地盤高、まあ沈下分とかはありますけれどもその辺だけで、盤上げはしないということになりますので、道路はずっと下がってきて産業系の土地利用が可能となるようなところにすりつけて参ると。

○森杉議長 防災センターの場所を地図で示していただけませんか。

○事務局（尾形都市計画課長） この交差点2から旗揚げしている縦の線がございますが、その左側にですね閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業という言葉が書いてございますが、その「整理」の「理」のところに道路の様なものが入っていると思いますが、横にですね、そこから上のエリアぐらいを防災センターとして整備するというふうに伺っております。

○森杉議長 なんで、防災センター…

○事務局（尾形都市計画課長） 津波や洪水の学習館みたいなものを造っていくと。

○森杉議長 ここは嵩上げするんですか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。

○森杉議長 他のところはしない、こういうことですね。

○事務局（尾形都市計画課長） そうです。

○森杉議長 それに従って道路もずっと降りてきますよと。こういうことですね。オレンジのところはT. P. = + 5 mで嵩上げいたしますと。こういうことですね。緑のところは嵩上げしないんですね。このままで。

○事務局（尾形都市計画課長） 緑はほ場整備の事業区域になりますので、田んぼなりを整備し直すということになります。

○森杉議長 道路の側は盛り土みたいな格好で、急激に落ちるような感じになるんですね。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の2のですね変更の図面がございますが、その道路の高さが約T. P. = + 5 m, 下の図面ですね。右側の方に法面をもって、雨水幹線等をほ場整備に近いエリアへ集約して参りましたので、ですので、ほ場整備区域は現地盤高、雨水幹線もそれに合わせて整理して、道路は区画整理の高さと整合を取るような形に上げてくると。白地の方に向かって道路は下がってくるということになります。

○森杉議長 はい。どうぞ。

○伊藤（直）委員 いいですか。そうしますと、廃止する分がありますね。廃止する分というのは、これはいわゆる使用の範囲というふうに私達理解してよろしいんですか。道路幅の幅員が決定されるのが、追加する区域、既決定区域、今説明を受けた2ページを見ていますが、いわゆる収用の範囲はこの追加する区域と既決定の区域これであって、廃止する区域、これは一つの道路の法敷になるようですが、これは使用の区域、そういうふうなことでいいんですね。

○事務局（尾形都市計画課長） そのとおりです。

○森杉議長 わかりました。

○森杉議長 どうぞ。牛尾さんどうぞ。

○牛尾委員 今御説明を受けてよく分からない、何故名取市が防災センターをそこに造るのですか。ちょっとよく分からない。そこに造らなければならない根拠が分からない。

○事務局（尾形都市計画課長） 先ほどちょっと説明が足りなかったと思うんですけども、防災センターの盤はですね直轄さんの方で名取川の防災活動のための場を造って、ここに名取市が津波や洪水などの学習館を整備していくということになります。

○牛尾委員 学習館ですよ、防災の。何故わざわざ低いところに造るんですか。つまり危険地域に造るんですか。理解できない。

○事務局（尾形都市計画課長） あの低くなくて7 m 20 まで上げてですね。

○牛尾委員 そこだけは上げるかもしれないけど、その回りは全部危険な地域な訳でしょ。

○事務局（尾形都市計画課長） そうです。

○森杉議長 背後は住宅地になるわけですから。先ほどの高さ。

○事務局（尾形都市計画課長） 名取川の堤防が7m 20まで上がるんですよ。その堤防と隣接して7m 20まで広げる4haのエリアを盤上げするという事なんです。ですので、この区画整理の方から乗り入れるような形、あるいは下からも入って来れますけれども、上り勾配で上がるっていうんですかね。

○牛尾委員 もし、じゃあ防災センターの場所にこれまでの様に津波が来て、ちゃんと逃げる時に安全性は確保されているんでしょうね。

○事務局（櫻井土木部技術次長） すいません。あの防災ステーションっていうのはですね、まず名取川の防災活動をするために国が堤防の高さあたりまで盛り土をして、そこで資材を置いて防災活動をするための施設として平場を造るという行為が一つあります。常時については通例なんですけれども、市町村の方々に開放して色々な活動に使っていただくという施設になっていて、国の方と今名取市が話しているのは、国の方はそういった名取市の水防活動のエリアを造るというのが一つあります。常時の使い方について今アイデアベースでそういったものを造ってこうという方向性なんですけれども、まだ明確にどういった施設でどういった規模かということはこれから検討するというふうに聞いておまして、ただ名取市としてはそういった施設をこれから造っていききたいという構想を持っているようであります。はい。

○牛尾委員 常時はいいですけど、非常時はこれどうなるのかな。

○事務局（櫻井土木部技術次長） 非常時は、基本的には水防活動に使われますので、基本的には、そこに人が集まるといふ施設にはならないというふうに思います。名取川の津波の施設というよりは、洪水の時の水防活動の一環として防災ステーションがあるというふうに。位置づけはですね。もちろん、今回の津波の時には、当然7mくらいまであがるとすると、ある程度今回の津波高くらいまでは対応できるかと思うんですけど。対応としてあるのは、洪水対応の防災ステーションだというふうに聞いております。はい。

○森杉議長 将来の見通しとか、この前の建議とも関連するような御議論をいただいておりますので、どんどんそちらの方向への踏み出しも結構でございますので、その更に御意見をいただきたいと思いますが。はい、どうぞ。

○内田委員 すみません。もしかしたら当たり前のことを聞いてしまっているかもしれないので、恐縮なんですけれども。

○森杉議長 いえいえ、そんなことはないですよ。是非とも、よろしく。

○内田委員 はい。参考資料の図面の1ページで、今回廃止する区域と追加する区域を上下逆転することで雨水溝とかその位置を反対に持ってきたということなんですけれども、であれば、今回

変更する前は、今回対象としている地域よりも西側のエリアのところでは既決定のところと接続していく訳なんですけど、その部分は既に変更する前の雨水溝と接続するはずなんですけれども、その接続は通常通りというかどうかというふうになっているんでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。1ページですね青の実線のところは農業用水となっています。青の点線の部分はもともとの農業用水の位置になっていました。それが青の実線に変わりましたということです。2ページの下にある雨水幹線というのは、これは下水というか雨水を処理するもので、農業用水とはちょっと違うものなんです。で、今回この2ページですね雨水幹線がA-A'の断面上は区画整理の一番右側というか、1ページでいうと黄色のエリアのオレンジの実線の黄色側に入ってくることになるんです。交差点の1から西側の方、左側の方につきましては、これは商業系の土地利用の部分もございまして、そこは暗渠といって開水、表がふたがボックスみたいな形が入ってももとのところに繋がっていくこととなります。

○内田委員 そうすると、西側のところと今回逆転させた部分が交差している訳ではないのですか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい、あの2ページの断面を見ると雨水幹線が左から右に大きく動いているように見えるんですが、これA-A'断面で見てますのでそういう風を感じるんですが、既存のピンクだけで塗られているエリアについてはきちっと雨水幹線が接続される形になります。

○内田委員 わかりました。

○小野田委員 合理的な設計になったということですよ。

○事務局（尾形都市計画課長） そうです。

○小野田委員 今までの設計が、ちょっと微妙な設計だったということですよ。急いで作ったからそうなんだろうけど。

○事務局（尾形都市計画課長） そうです。おっしゃるとおりですね。上の断面はですね、何でこんなって事になるんでしょうけれども、非常に深いボックス形状のものを入れざるを得なかったんですが、今回外側に出すことによって断面的にもですね、ある程度小さく取れますし、合理的に考えて経済性も考えてですね、こちら側に集約したということでございます。

○森杉議長 どうぞ。ありませんか。はい、じゃあお願いします。

○伊藤（直）委員 前に意見を出されたという話の中の関連して教えていただければと思いますが、現地の方では多分事業認可区域であっても、これから白地の部分についても、非常に皆さん御苦

労をされているんだろうというふうに思います。これは住民の方々もちろん、それから行政の方々も大変なやっぱり体力を使っているのかなというふうな思いをしているのですが、先ほどの説明では移転先地の選定も多様な選択を迫られている様に聞いたわけですね。現在この事業認可区域の宅地内に入ってくる方々の人数とこの開発規模との関係、この辺りについては今どの様に状況を把握されているのかということをお話願えればと思いますし、後は色々なところに移転先を求めている、やはりそれぞれ色々な思いがあるかと思いますが、その辺これからのですねこのところの都市整備に当たってやはり過大となる様なところがもしございましたら、この場で御披露いただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。25年の11月の事業計画の際につきましては、換地でいただいて現地再建をするという方が180戸ですね。防集による移転先団地としては123戸ほど災害公営としては560戸ということで総フレームとして2,500人だったのが、26年5月の意向調査の結果は755戸、2,100人程ということで今聞いてございます。二点目につきましては、名取市につきましては、今下増田の災害公営住宅が出来上がりまして、そこへの抽選が終わった段階でございます。もともと下増田に行きたいという方が多数おったということ、前にもお話ししたとおりですね、東部道路西側というのをベースにした高柳地区というのをまだ希望されている方が多々ございます。で、高柳につきましては、戸建て50戸、後は団地型のタイプが50戸、100戸しか造らないと今名取市はおっしゃっております。ですので、そちらの方の募集と閑上地区の募集ということをどの様に調整していかなくてはならないのかというのがあると思うんですが、やはり閑上の計画を考えますと、閑上地区に戻っていただくために、どの様に住民の方々と接しながらですね、どういう街を作っていくんだということをきちっとお話ししていかないとはいけません。ですので、今後高柳とか閑上とかの募集をかけるに当たってですね、やはり住民の方々と、先ほど御説明した戸別訪問はしているものの、まだ5割強くらいしか直接お会いして話ししている方がいらっしやらないんですね。ですので、その辺の方々をきちっとですね、全ての方々あたって名取市の考え方なり、まち協から提案された内容なりをきちっとお伝えしてですね、皆さんから御理解いただくことが必要かないうふうに思っております。

○森杉議長 二点目のことは分かったんですけど、一点目ほうで、ここに入居を希望している人数とここで供用できそうな戸数は何戸ですかって説明があったんですか。よく分からなかったのでもう一度教えていただけませんか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。もう一度お話申し上げます。事業計画上はですね、換地による現地再建が180戸です。防集による移転先団地を希望される方が123戸、災害公営住宅が560戸です。それに対して、去年の5月段階の意向調査では、換地再建が147戸、防集移転が84戸、災害公営が524戸の合計755戸ということでございます。

○森杉議長 わかりました。比較的、この希望があれば、だいたい埋まるということですが。

○事務局（尾形都市計画課長） ええ。あの、計画より多少少なめでございますけれども、まだ意向の中で高柳とか下増田の方を希望されたきた方もまだございますので、下増田の抽選が終わってそちらをずっと希望してきた方が今度は高柳と閑上を選択するようになりますので、この辺まだ動くのかなというふうに思っています。

○森杉議長 どうぞ。

○小野田委員 今日は道路の話なので、道路は合理的な設計に戻ったのでいいなと思って見ましたし、今課長さんから御説明があった様に、附帯決議をしたのに則って、ちゃんと名取市さんもまじめにやっておられて、県もしっかりモニタリングされている、指導されているのは非常に良いことだなと思うんですが、それでも全体の戸数の約半数以上が復興公営住宅という、かなり、しかも560戸、今は524戸か。大団地ですよ。これはhaあたりの戸数が減ると事業が認められないからみたいなこともありながら人口を増やすという事でやむを得ずそうしているんでしょうが、ここに大団地がここにできて、多分他の事業地域の状況を見ると高齢者が非常に多いと、単身高齢者が多いと。ここの都計審で議論することではないと思いますが、この辺り中々厳しい状況がこの場所に生まれるのではないかなという予想も出来るのですが、その辺りについて。まあ、我々岩沼なんかをお手伝いしたときも公営住宅を最初集めましようと言っていたんですけど、集めると大団地になって中で何が起きているか分からないので、それぞれの町内会さんに面倒見てもらいましょうということで、4つに分割したんですよ。そういうこともやられておられないようなので、この先どうなるのかなと若干心配なんです。何かお考えがあったら教えていただければなど。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料の7ページを御覧いただきたいと思います。災害公営住宅につきましてもですね、団地型というか集合タイプと戸建てタイプというふうに分かれておまして、ちょっと小さくて見づらいかもしれませんが、一番右側の方に墓地というところがあるんですが、そこには140戸の集合型の災害公営、そこから左側に行きますと戸建てで69戸ですかね。あとは集合型、またその上は戸建て、西側に行くと戸建てのですね災害公営ということで、集合型の利点なり、戸建ての利点なりというのはあると思いますが、その他、その黄色い部分は現地再建者の方々ということで、その様に一番最初の頃よりは、まち協の方からの希望を受け入れられた形で配置も考えておったり、商業施設用地というピンクの部分なんかもあるんですが、やはり住居だけを造ってもですねこのエリアで生活できなければ何にもならないだろうということで、ピンクの商業施設用地を沿道沿いに造ったり、またその上にはですね医療・福祉施設用地ということ、これもまち協から提案があったと聞いておりますが、その様にここで暮らして病院にも行けて買い物も出来てという様な形で、大分ですね、もともとのがぼった感じよりは生活空間を作れるような形になってきているのかなという気がしております。

○森杉議長 ちょっと関連してですが、この今の7ページの土地利用計画ですよ。これが6月に事業計画の変更が行われる可能性があるというお話でしたが、それはここでの土地利用計画図の



変更ということと関連しますか。今、おおっしやた点と連動する様なお話ですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 大きい一つは今日の変更でですね7ページの青い丸で囲んだところの区画整理の区域が変わったという部分が一点と、あとは土地利用計画も見直してきておりますので、それを含めてということになります。

○森杉議長 そうすると今後、またこの土地利用図が変わっていくということですね。

○事務局（尾形都市計画課長） ええ、名取市さんの方ですね。

○森杉議長 良くなって行ってくれることを祈るんですけど。それは変わっていくということですか。今後も変わっていく可能性が高いということですか。

○事務局（尾形都市計画課長） もともと事業認可を取っているのが、ちょっと分かりづらいと思うんですけど、お渡ししないとちょっとあれですけど、こんな感じの絵で事業認可を取らせていただいています。それをですね、これを7ページのベースでですね、それぞれの区割り道路をどうするとか、戸建てとか集合をどういう風に配置するとか商業施設をどう入れるとかというのを具体的に定めてきておりますので、その辺を含めて名取市の方では早ければ6月くらいには計画の変更をお願いしたいというふうには聞いてございます。

○森杉議長 わかりました。御意見ございませんか。

○森杉議長 そうしますと、私の方から一言ちょっと申し上げたいと思いましたのでお話しさせていただきます。本日の議案は道路に関するものでありますが、関連する、先ほどから何度か話題になっております土地区画整理事業に対して、この審議会で建議をしたんですけども、その建議の内容はお手元の、ここにお配りしてあると思っておりますが、こういうふうなことで先ほど課長から御説明があったとおりであります。それで、市がどの様に対応されているのかということは、課長からのお話はありましたけれども、まだまだよく分からないということが沢山あると思えます。これはどうしてもこの審議会としては、市がどの様に対応してこられたかということについて確認する義務がある様に思えます。これに関しまして、先ほどの事務局からの説明がありました様に、早ければ6月にも事業計画の変更があるということですので、この段階でまた改めて意見書が提出されれば議案として当審議会に附議されることとなります。前回の1年半前の悪夢のような状況が続く可能性もある訳でございます。悪夢か良いことかはかなり微妙な問題かも知れませんが。逆に、意見書がなかった場合でも、その建議に対してどの様に対応し、結論として市がどの様に判断されたのかにつきましては、これはどうしても報告をいただかねばならん問題だと。今日の状況で大分分かりましたけれども、まだ不足しておりますので、審議に当たっての十分な情報となっていない状況に思えます。だから、事務局の方では是非お願いしたいのは、次回の審議会に向けて建議に対してどのような方向で向いておられるか。特に、民意調達の問題ですか。

住民の方々の意見書やあるいは先ほど協議会というお話がありましたが、その様なところでどの様な提案がなされて、それが具体的にどんなふうに反映されているかというようなことにつきましても克明な調査のほどを是非ともお願いしておきたいと、こんなふうに思っております。

以上のようなことを前提といたしまして、今回の都市計画道路の変更でございますが、原案の2316号ですけれども原案の通り承認することには御異議ありませんでしょうか。

[「はい」の声]

○森杉議長 よろしゅうございますか。

[「はい」の声]

○森杉議長 よろしゅうございますね。意見書の附帯意見もよろしいですね。今後調べていただくということで。

[「はい」の声]

○森杉議長 それでは、これは原案の通り承認することといたします。ありがとうございました。

**【議決】 議案第 2316 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名， 反対 0 名）**

#### 議案第 2317 号 仙塩広域都市計画緑地の変更について

○森杉議長 次は議案 2317 号「仙塩広域都市計画緑地の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。次に、議案第 2317 号仙塩広域都市計画緑地の変更につきまして御説明いたします。議案書 8 ページをお開き願います。こちらは仙塩広域都市計画緑地の変更の計画書になってございます。今回の変更は 2 号岩沼海浜緑地を変更するものであります。ゴシック体・太字で強調している箇所が変更点です。面積と避難路、防災築山というところが太字となっております。岩沼海浜緑地は平成 3 年の 8 月に都市公園として開園し年間約 19 万人もの人々が訪れる人気の公園でございました。東日本大震災におきまして 7 m から 8 m の大津波が襲来し、幸いにして利用者等の人的被害はなかったのですが、公園施設は壊滅的な被害を受けております。今回、この緑地を復旧するにあたり、防災機能の強化を図るため避難路及び防災築山を追加するものであります。また、面積を約 107.3ha から約 91.5ha に変更いたします。面積変更の理由ですが当該緑地内にて行われる浸水対策事業などに伴い緑地の一部を河川用地として利用するため、区域の一部を廃止するものであります。

議案書 9 ページをお開き願います。こちらは仙塩広域都市計画のうち名取市及び岩沼市周辺の

都市計画図となっております。図面の右上が仙台空港，図面真ん中上から左下に白黒のラインと緑のラインで延びているのがJR東北本線と国道4号となっております。図面真ん中上から下に青のラインで延びているのが仙台東部道路となっております。岩沼海浜緑地は図面で主にピンクで表示しておりますが，仙台空港の南東に位置し南貞山運河と五間堀川の東側に接した区域となっております。図面右下の凡例にあるとおり，ピンクは既決定の区域，赤は今回の変更によりまして追加する区域，黄色は今回変更により廃止する区域を表しております。

参考資料8ページをお開き願います。これは岩沼市が公表しております土地利用構想図であります。図面上が北側で岩沼市の沿岸部を示しております。海岸沿いに北から南に水色の破線で延びているのが防潮堤です。その西側に赤の破線で延びているのがT. P. + 5.0 mの嵩上げ道路となる市道相野釜蒲崎線でございます。また，海岸線から内陸方向に青の破線で延びているのが避難路で①から⑤の5つの避難路を位置づけております。図面右側に黒で囲んだ岩沼海浜緑地はこの赤の破線の嵩上げ道路よりも海側にあることから，今回，避難路と防災築山を設置し防災機能の強化を図るものであります。

参考資料9ページを御覧願います。こちらは，岩沼海浜緑地の計画図となっております。ピンクは既決定の区域，ちょっと肌色っぽくなってますけれどもピンクです。赤は今回変更によりまして追加する区域，黄色は今回変更により廃止する区域を示しております。先程の岩沼市の土地利用構想図と同様，防潮堤を水色の破線，嵩上げ道路をピンクの実線，避難路を青の実線で表示しております。これまでの岩沼海浜緑地の避難経路は，緑の破線のとおりとなっております。今回は震災時に素早い避難が可能となるよう，赤丸の位置周辺に避難路を新たに設置し防災機能を強化することとしました。

参考資料10ページをお開き願います。岩沼海浜緑地は南北のブロック二つに分かれてございますが，こちらが北ブロックの詳細図になります。上が北で，右側に平面図，左側にAからDの各断面図を示しております。平面図の上側，赤で示している区域をA-A'断面及びB-B'断面のとおり避難路の一部として追加いたします。また，岩沼市震災復興計画に位置づけられている浸水対策事業に伴いまして，緑地の一部を河川用地として利用するため区域の一部を廃止いたします。名取川と阿武隈川に囲まれた当該地区周辺は，排水が思うように行かず過去に幾度か浸水被害を受けている地域であります。今回，抜本的な浸水対策の一つとして，この赤井江の周囲に遊水機能を高めるための堤防をT. P. + 3.7 mで築造するものであります。さらに排水機場を1基設置することにより赤井江から海に直接排水可能な構造といたします。この築堤によりまして緑地区域と赤井江が物理的に縁切りされることから，緑地の区域のうち図面に黄色で着色している区域をC-C'断面及びD-D'断面のとおり廃止するものであります。ちなみに紫色で着色している区域は，この後の議案第2318号にて御審議いただきますが，同じ理由により県南浄化センターの区域の一部を廃止する部分であります。なお，黄色及び紫色で表示している当該廃止区域につきましては，平成9年の河川法改正によりまして環境の保全が目的として追加されていることから，今後は河川管理者に当該環境の保全を委ねることとなります。なお，断面図でも確認できますとおり堤防として区域を廃止した場合にも園路の位置に問題はなく緑地としての機能には支障はありません。

参考資料の 11 ページをお開き願います。これは南ブロックの詳細図になります。上が北で、右側に平面図、左側に A から B の位置の断面図を示してございます。岩沼海浜緑地の西側で接する五間堀川の河川災害復旧工事に伴い平面図南側の緑地の一部を河川用地として利用するため、黄色の区域を A-A' 断面のとおり廃止するものです。また、平面図北側においては河川法線の関係から河川堤防背後に土地が発生するため、赤の区域を B-B' 断面のとおり追加するものがあります。なお、この南側の廃止する面積と北側の追加する面積は同面積となることから、南ブロックにおいて面積の変更はございません。

参考資料の 12 ページをお開き願います。岩沼海浜緑地につきましては、現在閉園中でございますけれども、北ブロックにつきましては、野球場、テニスコート、多目的広場、芝生広場につきましては災害復旧工事で復旧完了となっておりますが、防災築山や避難路を整備した上で平成 29 年度の再開園を予定してございます。防災築山、避難路につきましては、平成 27 年度早々に工事に着手して参りたいと考えてございます。

参考資料の 13 ページをお開き願います。南ブロックになりますが、南ブロックは先ほどの道路のですね災害復旧工事に伴いまして橋梁の架け替えを行っておりますが、水色の点線示している部分はその橋梁架け替え工事に伴う仮橋と仮設道路となっておりますが、そのエリア、一部区域を除きまして来月 4 月 1 日から供用を開始しようというふうに考えてございます。

以上で議案第 2317 号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 今度は岩沼の方ですけども。事務局からの御説明のとおりであります。御意見、御質問よろしくお願いいたします。伊藤さんどうぞ。御意見がありそうな感じがいたしましたので。

○伊藤（直）委員 いえ。じゃあ、ちょっと教えてください。避難路の考え方なのですけど。まず基本的な避難路の考え方というのはどうだったのかなというのが一点とですね。

○森杉議長 何ページですか。

○伊藤（直）委員 参考資料の 8 ページを御覧いただきながら、ここに青の点線で避難路が複数、ここに 5 路線ですか記載されておりますが、まずこの避難路の必要性というところとちょっと誤解があるんですが、その考え方が、まずどういう考え方でこういう 5 路線を配置したのかと言うことが一点と、それから、避難路であってもですね、他の道路等々とのネットワークをどの様に考えられたのかというふうなところを少し御披露いただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） この避難路の考え方につきましては、岩沼市さんの方で考えてございまして、今御質問のありました 5 本の避難路につきましては、岩沼市さんで嵩上げ道路の東側にですね千年希望の丘の緑地整備をしたり、また海岸の方に出て行かれる方もいるということで、この 5 本を避難路として設定したと思っておりますが、ネットワークのあり方とかこの避難路の幅

の取り方とかそういうことについては、ちょっとうちの方ではまだ承知してございませんでした。申し訳ございません。

○伊藤（直）委員 はい。多分、各地でこの避難路というのは今回色々と設置されるというふうに思っておりますけれども、やはり非常に重要なインフラになると思っております、それがしっかりとネットワークで説明できるように位置づけをですね、明確にしておいた方がよろしいんじゃないかなと。もちろん、もう出来上がったときのサイン計画でも何でもそうなんでしょうけど、そういった避難路を明らかにしていくということが非常に大事じゃないかなというふうに思いましたので、是非その辺機会がございましたら、岩沼市さん等ともですねその辺一緒にお知恵を貸してあげたらいかかかなと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（尾形都市計画課長） ありがとうございます。③の避難路は県道になってございますのでその辺も含めてですね、岩沼市ときちっとお話ししていきたいと思っております。

○森杉議長 これは岩沼だけじゃなくて、被災があった三陸全部ですよ。どうぞ。

○高橋委員 8ページ、9ページに防潮堤がございますが、これは陸地にくっついたような防潮堤で、高さはどのくらいなんですか。海の中から出ているというわけではないんですね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。高さはですねT.P. + 7.2 mです。海の中から出ている既存の防潮堤がございます、もともとここに防潮堤がございました。それを今回T.P. + 7.2 mまで嵩上げして構造的にですね津波に強い構造、粘り強い構造にして新たに造り上げるということでございます。ほぼ、ここについては出来上がってございます。

○高橋委員 そうしたら例えば、長谷釜地区の方々は海は見えるんですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 8ページに赤い点線がありますが、そこから東側のところについては非可住地ということで住まれない土地ということになります。

○高橋委員 そうですか。分かりました、ありがとうございます。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○牛尾委員 確認です。参考資料9ページで、震災前の避難経路がグリーンの破線ですよ。それで今回赤丸の公園出入口をすることによって避難路に早く行けるようになっている訳ですよ。と言うことは、従来のこの避難経路は当然だから使わないということですよ。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。北ブロックはですね、上の水色の丸で囲んだところからし

か入れなかったんですね。今回津波がございまして、防災築山は造るものの、やはり海側に逃がすということは何だろうという話もございまして、今回西側の方、内陸側にですね入り口を設けることによって迅速に避難が可能になる様に考えたものでございます。下の水色の丸については、南ブロックの入り口なんですけど、こちら先ほど説明した③の避難路に直結してございますので、これはこの入り口から避難路を使って逃げていただきたいということでございます。

○牛尾委員 それで確認というのは、変な話ですけど、もし何か非常事態が起きた場合は赤丸から避難させるのであって、北側の出入り口というのは封鎖と考えて良いわけですよね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。基本的に水色の丸は封鎖していきます。

○牛尾委員 じゃあいいです。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。

○森杉議長 はいどうぞ。

○小野田委員 参考資料の 14 ページの県南浄化センター、これは復旧事業と言うことですよ。

○事務局（尾形都市計画課長） 14 ページは次の議題 2318 号で下水道課長から御説明させていただきます。

○小野田委員 なるほど。それとも関連するのだけれど、赤井江、T. P. + 3.7 mで囲って、遊水池的に活用するのは水利的には非常に理にかなっていると思いますけれど、その隣に築山があったり緑地があったりという感じで、お金がかかるからあんまり考えない方が良くもしませんけれど、親自然型の遊水池みたいな考え方をするには絶好の場所じゃないですか、ここはね。周辺をビオトープ化して、もうちょっと低い親自然型の堤体をうまく造りながらとか、そういうのは被災地でやるのはばかげた考え方みたいなことなんでしょうか。もうちょっと、せつかく緑地に接続して自然公園もあって、通常は河川は別な方向を取っている訳だから増水地だけでしょう。でも、親水的な仕掛けを造るには絶好の場所じゃないかなと思ったりもするんですけども。その辺りはどうなんでしょうか。可能性としては。

○事務局（櫻井土木部技術次長） はい。河川なので私答えます。赤井江は非常に湿地帯といいですか、非常に自然豊かな土地で、岩沼海浜緑地においてもそういう。

○森杉議長 10 ページの黄色の所ですね。

○事務局（櫻井土木部技術次長） 10 ページの黄色の所ですね。これは元々湿地帯でですね、そ

の昔は五間堀川がここに流下して、今は排水機場とありますけど抜けていた時もあるって、そこから河川が流れて行って、この低平地ではある程度川の水は流れていたようですけども、閉塞されて以来ここは非常に水防に難儀していたところです。今回の河川計画上は、ここを遊水池として利用して更に元々抜けていたところの排水機能を復活するために排水機場を設置してと、この様な状況です。河川計画上は、周辺を築堤いたしますけれども、その中心部の湿地帯は一切手を付けられない形で存置するということでもあります。先ほど、都市計画課長も話したとおり、河川側もこの環境には非常に十分留意しております、この計画を策定するに当たっては、学識経験者等あるいはそういったところも踏まえてこの周囲の環境に配慮している。施工も含めてですね、やるというふうに伺っております。従って、従来ある公園とそれから湿地帯の関係をなるべく活かしてもらえよう様な形で。あの河川側もそのことを十分意識しているというふうに聞いておりますので、今般公園区域から外したにしても一般の土地利用上はさほど遜色はないのではないかなというふうに思っております。堤防法面の方も工夫するというふうに伺っておりますので、なるべく修景に配慮した形でやっていただければというふうに思っております。はい。

○小野田委員 ありがとうございます。専門家の次長がおっしゃるんだから大丈夫だと思います。そうですか。10 ページのD-D' 断面なんかでコンクリートで粘り強い防潮堤だから、これが大丈夫かなと思ったのですが、その辺りもちゃんと親自然型の検討をされるということなんですね。

○櫻井土木部技術次長 これD-D' 断面は、下はコンクリートですけど、その上に覆土する計画であるということですので、その上にヨシを入れるなり色々な水棲生物には配慮する形で造作がされるというふうに考えてございます。

○森杉議長 はいどうぞ。

○村上委員 参考資料の 10 ページで今のところなんですけど、避難道路も決定をしこれから進んでいくことを期待いたしますが、この芝生広場から、後は管理棟が従来からあるところまで結構な距離なんですね。駐車場、これ以前から私言ってたんですけど、駐車場も芝生広場、色々避難防災体制の強化をするのであれば、やはり端の方にも駐車場的なものが数多く、皆さんが利用する多目的広場ですとか芝生広場に行くには、一番北端の駐車場に止めて歩いて皆さん移動していくわけですから、非常時のときはこの防災築山、今ある築山に避難しろといっても、やはり車も財産の一つでありますから、皆さん車でね、避難道路もある訳ですから、いち早く逃げたいとそういうふうになれば、その防災機能を強化する上では、色々なこの築堤ですとかこういったものを利用しながら、駐車場を何とかできないものかなと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。この参考資料 10 ページの野球場の左側のピンクで塗られた部分はですね林野庁の国有林地となつてございまして、前にちょっとお話申し上げたかと思うんですが、ここにオオタカの営巣地が見つかりまして、前は避難路の計画を防災築山から西側にま

っすぐに引こうということで考えておったんですが、林野庁さんの方でそこには触れないことにもなりまして、またうちの方もですね環境団体と話しをしたんですが、そこに避難路計画を入れるのはよろしくないということになりまして、避難路の計画を現在的位置に変更させていただきました。そうしたところ、林野庁さんの方でも今回の避難路の上の方ですね北側の方までしか覆土を復旧しないでそこまでしか松林の再生をしないことになりまして、もともとはこのピンクのエリア全てを埋め戻して整備するということだったんで、うちの方もですね埋め戻したということになれば野球場の左側に道路を整備して奥まで駐車場をというふうにも考えておったんですが、現在そこを埋め戻ししないということになりまして、ちょっと矢板を打って止めないと法面というか沼地の境が造成が出来ないことになりまして、その費用が莫大にかかるということもございまして、今回ももともとこの駐車場は2箇所あるんですが、震災前は上の方の駐車場しかなかったんですが、今回下の方、テニスコートの下にも駐車場を入れて、なるだけ皆さんに利用しやすいようにとは考えさせていただいておりました。奥まで駐車場が造れば良かったんですが、ちょっと構造上難しかったということです。申し訳ございません。

○村上委員 はい。色々な諸事情もあるんですが、多目的広場ですとか芝生広場というのは子供さんたちが数多く従来から使ってまして、今はもう復旧はしているんですが、そういった場所が安全に使えるように、駐車場だけではなくより工夫をしていただければと思います。駐車場はテニスコートの脇にも設置ということで、野球場の周辺ですとかね、今後また少しでも分散して色々置けるような工夫もあっても良いのかなと思いますし、あとやはり29年供用開始となっておりますが、今宮城の沿岸部の方には野球場がありませんので、県議会の方でも野球場の再建ということで請願も出させていただきましたので、一刻も早くこういった野球場が、道路さえ出来れば野球が出来るという状況でもありますので、なにとぞ早めをお願いしたいと思います。以上です。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。今回の都計審で御承認いただければ、即時、事業認可を取りまして工事に入って参りたいと考えてございます。

○森杉会長 いまおっしゃったように、路上駐車的な、ちょっとした施設みたいなものを少し考慮いただくと良いような気がしますけどね。

○事務局（尾形都市計画課長） 下の方ですね、南側の駐車場のじき脇に野球場の右脇に三角地みたいなものがあるのですが、そこが子供の方ですね小さな子供たちが遊ぶ遊具がございましてそこも含めてですね車の進入はそこまでなのかなというふうに、今のところそういうふうに計画させてもらっています。

○森杉議長 ほかにどうぞ。せっかく出来てるんですからね。なるべく皆さんに利用していただかなくては。よろしいですか。

[「はい」の声]



○森杉議長 それでは、お諮りいたします。この案件、議案 2317 号ですが原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「はい」の声]

○森杉議長 ありがとうございます。御異議ないものと認め、この案件につきまして原案の通り承認することといたします。

**【議決】議案第 2317 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）**

**議案第 2318 号 仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亙理都市計画下水道の変更について**

○森杉議長 ありがとうございます。次は議案 2318 号、今のところと同じところですがけれども、次は議案 2318 号「仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亙理都市計画下水道の変更について」を議題といたします。事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局（高橋下水道課長）はい。それでは、議案第 2318 号仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亙理都市計画下水道の変更についてを御説明申し上げます。議案書の 11 ページをお開き下さい。今回の変更は仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亙理都市計画阿武隈川下流流域下水道「4 その他の施設」のうち県南浄化センターの面積を 174,000 m<sup>2</sup>から 157,000 m<sup>2</sup>へ縮小変更するものであります。理由につきましては先ほどの議案でも御説明いたしましたが、周辺にて行われる浸水対策事業に伴い浄化センターの一部を河川用地として利用するため区域の一部を廃止することによるものでございます。議案書 12 ページをお開き下さい。県南浄化センターは図面の右中程に灰色で着色しアルファベットの大文字 T で表示したところに位置し、岩沼海浜緑地に南北に挟まれた形となっております。図中黄色で着色した箇所が今回都市計画区域を廃止する箇所であります。

今度は参考資料の 14 ページをお開き下さい。浸水対策事業で整備される堤防と今回廃止する区域の位置関係を示しております。なお、浸水対策事業により下水道の事業用地が減少したとしても当該地に下水道施設の計画はなく事業継続に影響がないと判断しております。

以上で議案第 2318 号の説明を終わります。なお、縦覧の結果意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、御意見をお願いします。  
よろしいですか。

[「はい」の声]

○森杉議長 それでは、お諮りいたします。議案 2318 号につきまして、原案の通り承認することに御異議ございませんね。

[「はい」の声]

○森杉議長 御異議ないものと認め、本案件について原案の通り承認することと決定いたします。

**【議決】議案第 2318 号：原案のとおり承認する。(賛成 13 名, 反対 0 名)**

#### 4 その他

○森杉議長 以上で本日予定していました審議案件は全て終了いたしました。委員の皆様方から何か御意見、御感想等ございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。事務局の方から何かございますか。

○事務局（尾形都市計画課長）特にはございません。

#### 5 閉会

○森杉議長 それでは本日の会議をこれで終了いたします。皆様方どうもありがとうございました。なお、前回欠席いたしまして、牛尾さんの方に大変な御尽力をいただきました。ありがとうございました。

平成 27 年 3 月 24 日（火）午後 3 時 10 分 閉会